

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第41号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該情報処理関連施設のうち、大規模データセンターにあっては、投下固定資産額（業務開始前3年から業務開始後1年までの間のものに限る。）が土地の取得価額を除いて<u>20億円</u>以上であること。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 物流拠点施設（次号に定める場合を除く。） 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該物流拠点施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて5億円（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合又は賃貸する目的で設置する場合にあっては、10億円）以上であること。</p> <p>ウ <u>助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数（賃貸する目的で設置する場合であって、当該物流拠点施設を賃貸する企業（以下「賃貸企業」という。）と当該物流拠点施設を賃借する企業（以下「賃借企業」という。）が併せて申請するときにあつては、賃貸企業の新規常用雇用者の数と賃借企業の新規常用雇用者の数を合算した数）が10人以上で</u></p>	<p>(指定の要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報処理関連施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該情報処理関連施設のうち、大規模データセンターにあっては、投下固定資産額（業務開始前3年から業務開始後1年までの間のものに限る。）が土地の取得価額を除いて<u>50億円</u>以上であること。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>企業が当該物流拠点施設を賃借する場合は、物資の包装、荷役、保管、輸送又は流通加工のうち3以上の用に供する施設であること。</u></p> <p>ウ 当該物流拠点施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて5億円（過去において条例第3条第1項の助成企業の指定を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設（建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）を設置する場合にあっては、10億円）以上であること。</p> <p>エ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。</p>

あり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数（賃貸する目的で設置する場合であって、賃貸企業と賃借企業が併せて申請するときにあつては、賃貸企業の新規常用雇用者在職者数と賃借企業の新規常用雇用者在職者数を合算した数）の平均が10人以上であること。

エ 企業がその所有し、又は賃借する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アからウまでに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設（物資の包装、荷役、保管、輸送又は流通加工に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下同じ。）の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(5) 物流拠点施設（企業が賃借する場合に限る。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 過去において条例第5条第1項の助成金（別表4ウの表の規定により算出したものに限る。）の交付を受けた物流拠点施設に付随する物流拠点施設を賃借するものでないこと（建物又はこれに類する施設を新たに賃借する場合を除く。）。

イ 過去において条例第5条第1項の助成金（別表4イの表の規定により算出したものに限る。）の交付を受けた物流拠点施設を新たに賃借する場合は、当該交付を受けた物流拠点施設において賃貸企業が業務を開始した日から起算して5年を経過していること。

ウ 物資の包装、荷役、保管、輸送又は流通加工のうち3以上の用に供する施設であること。

エ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が10人以上であること。ただし、賃貸企業と併せて申請する場合は、この限りではない。

オ 企業がその所有し、又は賃借する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を新たに賃借する場合は、アからエまでに掲げるもののほか、新たに賃借する物流拠点施設の物流業務施設の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(6)～(9) 略

(助成金の交付申請)

オ 企業がその所有し、又は賃借する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合は、アからエまでに掲げるもののほか、新たに設置する物流拠点施設の物流業務施設（物資の包装、荷役、保管、輸送又は流通加工に係る業務のために専ら設けられる部分をいう。以下オにおいて同じ。）の面積が廃止する物流拠点施設の物流業務施設の面積より増加すること。

(5)～(8) 略

(助成金の交付申請)

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設（企業が賃借する場合（賃貸企業と併せて申請する場合を除く。）を除く。）にあっては業務開始後1年以内に、産業用地にあっては整備の完了の日から1年以内に、物流拠点施設（企業が賃借する場合（賃貸企業と併せて申請する場合を除く。）に限る。）、情報処理関連施設及び地方拠点強化施設にあっては業務開始の日又は知事が定める日から5年間（情報処理関連施設のうち、コールセンター及び事務処理センターにあっては3年間）について1年を経過するごとに、観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。

2～4 略

別表（第12条関係）

1～3 略

4 略

ア 物流拠点施設（イからエまでに定める場合を除く。）

略

備考 略

イ 物流拠点施設（賃貸する目的で設置する場合に限る。）

区分	算定額
1 県の管理する土地に設置する場合	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限り。）に100分の3を乗じて得た額</u> <u>(2) 助成金の交付申請時の賃貸企業の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の賃貸企業の新規常用雇用者数との平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）</u>

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設（企業が賃借する場合を除く。）にあっては業務開始後1年以内に、産業用地にあっては整備の完了の日から1年以内に、物流拠点施設（企業が賃借する場合に限る。）、情報処理関連施設及び地方拠点強化施設にあっては業務開始の日又は知事が定める日から5年間（情報処理関連施設のうち、コールセンター及び事務処理センターにあっては3年間）について1年を経過するごとに、観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、助成金交付申請書（第8号様式）を知事に提出して行わなければならない。

2～4 略

別表（第12条関係）

1～3 略

4 物流拠点施設の助成金の算定

ア 物流拠点施設（イに定める場合を除く。）

略

備考 略

2 その他の場合	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の3を乗じて得た額</u> <u>(2) 助成金の交付申請時の賃貸企業の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の賃貸企業の新規常用雇用者数平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）</u>
----------	---

備考 県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置した場合の助成金の算定は、別に定める方法による。

ウ 物流拠点施設（企業が当該物流拠点施設を賃借する場合（エに定める場合を除く。）に限る。）

区分	算定額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 略</u> <u>(2) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額から500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額</u>
2 略	

備考 略

エ 物流拠点施設（企業が当該物流拠点施設を賃借する場合であって、賃貸企業と併せて申請するときに限る。）

算定額
<u>助成金の交付申請時の賃借企業の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の賃借企業の新規常用雇用者数平均のいずれか少ない方の人数が、51人未満の場合はその人数に50万円を乗じて得た額か</u>

イ 物流拠点施設（企業が当該物流拠点施設を賃借する場合に限る。）

区分	算定額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 <u>(1) 略</u> <u>(2) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者数平均のいずれか少ない方の人数に50万円を乗じて得た額から500万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）</u>
2 略	

備考 略

ら500万円を、51人以上の場合はその人数に100万円を乗じて得た額から3,000万円を減じて得た額（負の場合は、0円とする。）

5～7 略

第1号様式（第5条関係）
（その1）～（その3の2） 略
（その4の1）

（日本産業規格A列4番）

助成措置対象企業指定申請書（物流拠点施設＜賃貸型及び借借型を除く＞）

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
（担当者名） （電話番号）

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
- 2 物流拠点施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
物流業務施設の面積	m ²	m ²	m ²

（注意）申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円
- | | |
|------|------------------------------|
| 土地 | 円（ m ² 、 年 月 日取得） |
| 家屋 | 円 |
| 償却資産 | 円 |
- 5 従業員数 人
新規常用雇用の数
- 6 設置計画
- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 着手（契約）予定年月日 | 年 月 日 |
| (2) 完成予定年月日 | 年 月 日 |
| (3) 業務開始予定年月日 | 年 月 日 |
- 7 過去の助成金交付の有無 有 無
- | | |
|----------------|--|
| (1) 交付決定年月日 | |
| (2) 物流拠点施設の名称 | |
| (3) 物流拠点施設の所在地 | |
- 8 添付図書の目録

5～7 略

第1号様式（第5条関係）
（その1）～（その3の2） 略
（その4の1）

（日本産業規格A列4番）

助成措置対象企業指定申請書（物流拠点施設＜借借型を除く＞）

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
（担当者名） （電話番号）

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
- 2 物流拠点施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
物流業務施設の面積	m ²	m ²	m ²

（注意）申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合にあっては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円
- | | |
|------|------------------------------|
| 土地 | 円（ m ² 、 年 月 日取得） |
| 家屋 | 円 |
| 償却資産 | 円 |
- 5 従業員数 人
新規常用雇用の数
- 6 設置計画
- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 着手（契約）予定年月日 | 年 月 日 |
| (2) 完成予定年月日 | 年 月 日 |
| (3) 業務開始予定年月日 | 年 月 日 |
- 7 過去の助成金交付の有無 有 無
- | | |
|----------------|--|
| (1) 交付決定年月日 | |
| (2) 物流拠点施設の名称 | |
| (3) 物流拠点施設の所在地 | |
- 8 添付図書の目録

(その4の2)

(日本産業規格A列4番)
助成措置対象企業指定申請書 (物流拠点施設<賃貸型>)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
所在地
名称
代表者の氏名
(担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 物流拠点施設の名称
- 2 物流拠点施設の所在地
- 3 施設計画

区 分	既 存 施 設	新たに設置する施設	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
物流業務施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合には、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 4 投下固定資産額 円
- | | | | | | | | |
|---|------|-----|------------------|---|---|------|---|
| { | 土地 | 円 (| m ² 、 | 年 | 月 | 日取得) | } |
| | 家屋 | 円 | | | | | |
| | 償却資産 | 円 | | | | | |

5 従業員数 (賃貸型で賃借する企業と合算する場合は、(2)も記載すること)

- (1) 新規常用雇用者の数① 人
- (2) 当該物流拠点施設を賃借する企業の情報等

新規常用雇用者の数	②	人
所在地		
名称		
代表者氏名		
(担当者名)	(電話番号)	

新規常用雇用者の数 (合算) = ① + ② = 人 + 人 = 人

6 設置計画

- (1) 着手 (契約) 予定年月日 年 月 日
- (2) 完成予定年月日 年 月 日
- (3) 業務開始予定年月日 年 月 日

7 過去の助成金交付の有無 有 無

- (1) 交付決定年月日
- (2) 物流拠点施設の名称
- (3) 物流拠点施設の所在地

8 添付図書の目録

(その4の3) 略
 (その4の4)

(日本産業規格A列4番)

助成措置対象企業指定申請書

(物流拠点施設<賃借型(賃借企業が賃貸企業と併せて申請する場合)>)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者
 所在地
 名称
 代表者の氏名
 (担当者名) (電話番号)

香川県企業誘致条例第3条第1項の規定により助成措置対象企業として指定を受けたいので、同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 当該物流拠点施設を賃貸する企業の情報

所在地			
名称			
代表者氏名			
(担当者名)		(電話番号)	

- 2 賃借する物流拠点施設の名称
 3 賃借する物流拠点施設の所在地
 4 施設計画

区分	既存施設	新たに設置する施設	計
物流業務施設の面積	m ²	m ²	m ²

(注意) 申請者が所有する県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置する場合にあつては、業務を廃止する物流拠点施設の敷地面積、建築面積及び物流業務施設の面積を既存施設の欄に記載し、計の欄は記載しないこと。

- 5 業務内容
 包装 荷役 保管 輸送 流通加工
- 6 従業員数
 新規常用雇用の数 人
- 7 設置計画
 (1) 着手(契約)予定年月日 年 月 日
 (2) 完成予定年月日 年 月 日
 (3) 業務開始予定年月日 年 月 日
- 8 過去の助成金交付の有無 有 無
 (1) 交付決定年月日
 (2) 物流拠点施設の名称
 (3) 物流拠点施設の所在地
- 9 その他

本申請書を提出した場合は、当該物流拠点施設において、香川県企業誘致条例に基づく施設賃借料に対する助成を受けることができないことを十分理解しており、本申請と併せて申請する賃貸者との間で当該助成金に係る問題が発生した場合は、双方間で解決することを誓約します。

10 添付図書の目録

(その4の2) 略

(その5)～(その8) 略

(その5)～(その8) 略

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第14条並びに別表4の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行う企業について適用し、同日前に同項の規定による申請を行った企業に対する指定及び助成金の額の算定については、なお従前の例による。